市営住宅補充入居者募集のご案内

募集住宅	御代志住宅 （合志市御代志 1741 番地）	南原住宅 （合志市野々島 4416 番地 9）
間取り （募集戸数）	２ＬＤＫ　　３ＤＫ （０戸）　　（０戸） ※待機者のみ募集	１ＬＤＫ　２ＬＤＫ　３ＬＤＫ （０戸）　（０戸）　（１戸） ※０戸の部屋は待機者のみ募集
学校区	合志楓の森小学校 合志楓の森中学校	西合志中央小学校 西合志中学校
入居者負担額	19,600 円～31,800 円 ※世帯の所得に応じます。	18,400 円～40,200 円 ※世帯の所得に応じます。
駐車場	1 台 1,000 円/月 （１世帯１台まで）	1 台 1,000 円/月 （1 世帯 1 台まで）
敷　金	家賃の３ヶ月分	
入居申込書 配布	日時：～12 月 24 日（木）午後５時まで ※土・日・祝日は除きます 場所：合志市役所　都市計画課　※市ホームページにも掲載	
入居申込書 受付	日時：～12 月 24 日（木）午後５時まで ※土・日・祝日は除きます 場所：合志市役所　都市計画課（郵送不可）	
入居者の選定方法	申し込み多数の場合は抽選（場所：合志市役所 避難所①） （抽選日時（予定）：令和 8 年 12 月 25 日（金）15 時 00 分）	
入居予定日	令和 9 年 1 月下旬頃から入居可能予定	

※待機者：入居可能となった空室を随時紹介します。（有効期間１年）

市営住宅について

市営住宅は、住宅に困っておられる低所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。このため、民間賃貸住宅などとは異なり、公営住宅法や合志市営住宅条例などに入居資格が定められており、いろいろな制限があります。

募集案内をよくお読みいただき、入居資格をご確認の上、申込んでください。

※入居資格がない場合は、申込みが無効となりますので、ご注意ください。

合志市　都市計画課

Ⅰ　市営住宅（補充）に入居するまでの手順

１　申込みから入居までの流れ（概略）

入居資格の確認

３ページによりご確認ください。

↓

入居申込み

合志市都市計画課に直接申し込みください。
＊必要事項の記入漏れ、添付書類不足等の場合は返却します。
＊郵送は受け付けません。

↓

抽選

抽選により入居の順位を決定します。

↓

入居者の決定

入居者と入居の順位を通知します。

↓

入居手続き

請書（契約書）を提出し、敷金を納付してください。

↓

入居

入居許可日から 15 日以内に入居してください。

Ⅱ　合志市営住宅補充入居者募集について

１　申 込 方 法

申込みは、１世帯につき１住宅のみできます。
（同一家族で個々の名義による申込みはできません。）

２　申 込 場 所

合志市役所　都市計画課　建築住宅班

３　申 込 資 格

次の（１）～（７）の各項要件をすべて満たしている世帯に限ります。

（１）申込者が合志市内に住所、または勤務場所を有する方

（２）現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯

＊ 表１に該当する場合は単身での申込みが可能です。

＊ 親族には入居日までに婚姻予定の婚約者及び、長年婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人（他に婚姻関係がないことを戸籍謄本により確認できる場合のみ）を含みます。

＊ 夫婦の別居等不自然な世帯の分離や、特に同居する理由のない親族（税法上の扶養関係がない親族）との申込みはできません。

表１　**申込みが可能な単身世帯について**

(1) 60 歳以上の人（基準日は、申込書受付期限日）
(2) 身体障害者手帳の交付を受けている人で、１級から４級までの人
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者の人。（自活可能な人に限る）
(4) 療育手帳の交付を受けている障がい者の人。（自活可能な人に限る）
(5) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第６項症まで又は第１款症の人
(6) 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている人
(7) 生活保護法に規定する被保護者
(8) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して５年を経過していない人
(9) ハンセン病療養所入所者等
(10) 配偶者から暴力被害を受けている人。（DV 被害者で、保護施設等で保護等を受けた後５年以内の人、配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後５年以内の人。）

※　身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる人は、単身での申込みはできません。

（３）条例で定められた収入月額が１５８，０００円以下（裁量階層の世帯（高齢者・障がい者等の世帯）は収入月額が２１４，０００円以下）である世帯

＊ 収入月額については末頁「月収額の計算方法」をご参照ください。

＊ 裁量階層（高齢者・障がい者等の対象世帯）については表２「収入月額算出における高齢者・障がい者等の世帯について」をご参照ください。

表２　収入月額算出における高齢者・障がい者等の世帯について

※高齢者・障がい者等の世帯とは、次の(1)　(2)　(3)に該当する世帯をいい、入居収入基準が緩和されます。

（裁量階層の資格が無くなった場合、入居年数に応じ市場家賃まで上昇します。）

(1) 入居者が 60 歳以上で、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の人である世帯（基準日は、申込書受付期限日）

(2) 同居者に小学校入学前の者がいる世帯

(3) 入居者又は同居者に次の①～⑦に該当する人がいる世帯

① 身体障害者手帳の交付を受けている人で、1 級から 4 級までの人

② 精神障がい者で、1 級又は 2 級の人

③ 知的障がい者で、療育手帳Ａ又はＢ判定の人

④ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第 6 項症まで、又は第 1 款症の人

⑤ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている人

⑥ 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない人

⑦ ハンセン病療養所入所者等

（４）現在、住宅に困窮していると認められる世帯

＊ 原則として、自己所有の住宅がある人は申込みできません。

＊ 自己所有の住宅のある人で入居許可日までに、持家を処分することが証明できる場合は、申込みできます。

（５）入居する世帯員のなかに地方税等（市町村県民税・固定資産税・国民健康保険税（料）・軽自動車税、および合志市における住宅使用料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・上下水道使用料・保育料・その他合志市への納付金）の滞納者がいないこと

（６）申込者及び同居親族が暴力団員でない世帯

（７）申込者が成人で、集合住宅のルールやマナーを守れる世帯

外国人の方

○ 外国人の方については、住民登録を行っている人に限ります

優遇措置

申込資格（１）～（７）すべてにあてはまり、次のいずれかに該当される場合は、その証明を添付して申し込まれた場合のみ、抽選倍率を２倍にします。
（抽選番号を２つ与えます）

【1】障がい者等世帯の人（証明書：各種手帳の写し）
① 身体障害者手帳（1～4 級）の交付を受けている人の世帯
② 療育手帳（A1，A2 または B1，B2）の交付を受けている人の世帯
③ 戦傷病者手帳の交付を受けている人の世帯

【2】 高齢者世帯の人（基準日は申込期限日、証明書：住民票の写し）
① 年齢が 60 歳以上のみの世帯または夫婦のいずれか一方が 60 歳以上の世帯
② 年齢が 60 歳以上の人と、その親族で 18 歳未満の人からなる世帯

【3】母(父)子世帯の人（証明書：児童扶養手当証書）
配偶者のいない人で、本人とその子のみからなる世帯で、現に 18 歳未満の子を扶養している世帯

【4】ＤＶ被害者世帯の人（証明書：女性総合相談所、母子生活支援施設等の発行する証明書等）
配偶者からの暴力を受け女性相談所等で一時保護が終了した日から５年を経過していない者又は裁判所の保護命令の効力を生じた日から起算して５年を経過していない者の世帯
※　所得の計算は、申込みの方のみを世帯として計算ができます。

【5】多子世帯の人（証明書：続柄が省略されていない住民票の写し）
18 歳未満の児童が 3 人以上同居している世帯

【6】ハンセン病療養所入所者等の世帯

【7】災害により現に居住していた住宅が滅失した世帯の人（証明書：罹災証明書、申立書等）

【8】犯罪被害者世帯の人（証明書：被害申告をした警察署が発行する証明書等）

４　申 込 手 続

「合志市営住宅入居申込書」に必要事項を記入し抽選結果通知用の 85 円はがきと次の書類を添付し、合志市都市計画課へご提出ください。書類の確認のため、勤務先等へ実態調査を行うことがあります。

すべての方に提出していただく書類

①　市営住宅入居申込書
②　住民票（世帯全員分・続柄記載のもの）
③　入居者全員のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カードと来庁者の免許証等

※本市に住所がなく、勤務場所が本市の人は勤務先からの在職証明書が必要です。
（外国人の人については、国籍・在留資格・在留期間等すべての記載が必要です。）
※住民税課税台帳記載事項証明書（家族全員記載分）や住民票等を提出していただく場合があります。

該当する方に提出していただく書類

①　優遇措置を受けられる方はその証明書
②　婚約中の方は婚約証明書
③　その他申込資格の審査上必要な書類等

＊ 申込書提出後に内容変更（転居、転勤、家族異動等）があったときは、直ちにお届けください。

＊必要事項の記入漏れ、添付書類不足等の場合は返却します。

５　抽 選

申込みが多数の場合は公開抽選により入居順位を決定します。順位に従って、入居をご案内いたします。

今後、同じ団地内で異なる間取りの住宅で空きがでた場合は、対象となりません。

【抽選方法】

（1） 球式抽選器に、受付番号の付いた玉を入れます。

（2） 球式抽選器を 1 回まわして、出てきた玉の番号を読み上げます。その番号が入居順位 1 位になります。

（3） 順位 2 位、順位 3 位、……と同じように玉がなくなるまで繰り返します。（受付者全員に順位がつきます。）

（4） 抽選結果をおおむね1週間以内にお知らせします。

（5） 入居の意思を確認し、入居決定を通知します。

6　入居手続き

入居決定を受けた方に、次の書類等を提出していただきます。

① 請書（契約書）
② 本人の印鑑証明書
③ 保証人（熊本県内居住）の印鑑証明書・住民税課税台帳記載事項証明書
④ 市税等の滞納がない証明書（市町村長の発行する申込者及び同居しようとする親族全員の滞納がない証明書【市町村県民税・国民健康保険税（料）・固定資産税・軽自動車税等】）、市税等滞納有無調査承諾書（申込者及び 16 歳以上の同居親族）
⑤ 資産証明（申込者及び同居しようとする親族の所有の住宅がない証明書）
⑥ 敷金（家賃の 3 ヵ月分）
⑦ ペット飼育禁止及び暴力団員ではないことの誓約書
⑧ 駐車場使用申込書・車検証（写）・請書（契約書）

※市営住宅の使用料（家賃）は、世帯の所得に応じて毎年決定されます。

7　申 込 み の 無 効・失 格

次のような場合は、申込みを無効とします。受付けた後判明した場合には失格となります。

（1） **抽選後１年を経過したとき**
（2） 入居資格がないとき
（3） 申込書に虚偽の記載があったとき、又は必要事項が記載されていないとき
（4） 夫婦の別居等不自然な世帯の分離や、特に同居する理由のない親族との申込みをしたとき
（5） 重複申込みをしたとき
（6） 申込者及び同居親族が暴力団員と判明したとき

＊ 申込み後、他の空家住宅に申込をしたときは、その時点で申込済住宅の登録は無効となります。
＊ 入居案内時に入居資格がない人、又は入居資格が確認できない人は、失格となり市営住宅に入居できません。婚約者で申込みの人については、入籍後でなければ入居できません。

８　そ　の　他

（１）入居後は、自治会活動の積極的な参加をお願いします。(みんなが声を掛け合い、良好なコミュニティーを形成し、住みやすい環境づくりをしてください。)他の入居者との円満な共同生活を妨げるような行為を禁止します。

（２）申込書提出後の内容変更(転居、転勤、家族異動等)は、直ちに届出してください。(届出のないときは失格となることがあります。)

（３）市営住宅に入居するときは、連帯保証人１名が必要です。(保証人は、熊本県内に居住し独立の生計を営み、入居者と同程度以上の収入があって、できるだけ親族の方)。

（４）駐車場は、軽・普通車を問わず１世帯につき１台までとなっております。

（５）犬、猫、鳩、にわとりなど、ペットの飼育は禁止しています。
（身体障害者補助犬は除きます。）

（６）　家賃の支払いは口座振替でお願いします。家賃を 3 月以上滞納されますと、住宅を明け渡していただきます。

（７）毎年収入に関する申告をしていただき、これにより翌年度の家賃が算出されます。申告されないと、民間並みの高い家賃になります。

（８）家賃以外に、上下水道・電気・ガス等の使用料、共用部の維持管理に必要な経費を負担していただきます。

（９）住宅を退去される際には、畳表替え、ふすまの張替え、破損箇所の補修の補修等を入居者負担で行っていただき､入居時の状態に戻してから引き渡していただきます。

(10) 入居後に名義人が死亡または離婚等により転出した場合は、同居親族の方は原則として退居していただきます。

参考資料　：　月収入額の算定方法

$$\text{月収入額} = \frac{\text{（世帯の年間所得金額）} - \text{（表１の控除額合計）}}{\text{１２（ヶ月）}}$$

$$\text{あなたの月収入額} = \frac{\text{世帯の年間所得金額 □円} - \text{表１の控除額合計（A） □円}}{\text{１２（ヶ月）}} = \square$$

※給与所得者の場合は・・・
　年間所得金額　＝　年間総収入額　－　給与所得控除額

表１　　公営住宅法施行令第１条第３号に規定する控除額

区　分	控　除　額	備　　考	あなたの世帯の控除額
①基礎控除振替額	１０万円	所得を有する入居者・同居者	
②同　居　親　族	３８万円		
③控除対象配偶者	３８万円		
③非同居扶養親族	３８万円	所得税法の扶養親族	
④特定扶養親族	２５万円	収入のない扶養親族のうち１６歳以上２３歳未満の人	
⑤老人控除対象配偶者	１０万円	７０歳以上	
⑥老人扶養親族	１０万円	７０歳以上	
⑦特別障害者	４０万円	身体障害者１又は２級程度	
⑧障　害　者	２７万円	身体障害者３～６級程度	
⑨寡婦または寡夫	２７万円以内の額		
⑩ひ　と　り　親	３５万円		
		合　　計　（A）	

問い合わせ先
合志市役所 都市計画課　℡ (096)248-3855（直通）